

## 交通遺児援護激励事務取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金設置規程に基づいて行う交通遺児援護激励事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (支給対象)

第2条 支給対象者は、千葉県内に住所を有する交通遺児等で次の各号に該当するものとする。

(1) 陸上交通事故及び県社協会長が特に認めた事故により父又は母（父又は母に代わる立場にある者を含む。）を失った18歳未満（ただし、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に高校に在学している者も含む）の遺児及び遺児のいる世帯。

(2) 交通遺児世帯を会員とする団体並びに交通遺児等の援護、激励等を目的とする団体。

### (支給金の種類)

第3条 援護は次のものを給付あるいは助成し、激励することによりこれを行う。

#### (1) 見舞金

第2条(1)に該当する世帯に対して、見舞金を添えた見舞状をもって援護激励する。

100,000円

遺児が2名以上いる世帯については2人目から各々に50,000円を加算する。

#### (2) 勉学奨励金

第2条(1)に該当する遺児であって、次の各号に該当する者に対して交付するものとする。

ア 小学校に入学する者 30,000円

イ 中学校に入学する者 30,000円

#### (3) 激励金

第2条(1)に該当する遺児であって中学校及び高等学校等を卒業する者に対して交付するものとする。

ア 中学校を卒業する者 60,000円

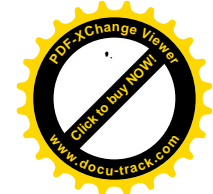
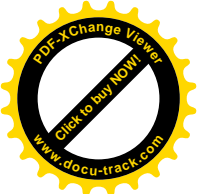
イ 高等学校等を卒業する者 60,000円

#### (4) 受験費用助成金

第2条(1)に該当する中学校及び高等学校等の卒業年次生遺児であって、進学を目指す者に助成し援護激励する。いずれも受験する学校数の制限はない。

ア 対象となる高等学校等の受験料 50,000円（上限）

イ 対象となる大学等の受験料 100,000円（上限）



## (5) 活動育成費

第2条(2)に該当する団体の活動に対し、県社協会長が必要と認められた範囲を育成費として援助する。

### (交付手続)

第4条 見舞金及び勉学奨励金・激励金並びに受験費用助成金は、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)及び民生・児童委員の協力を得て遺族に支給するものとし、市町村社協の請求により県社協が交付するものとする。

#### (1) 見舞金

市町村社協は、民生・児童委員からの連絡により交通遺児見舞金請求書(別記第1号様式)を県社協に提出するものとする。ただし、請求書の提出期限は交通遺児となった日から1年以内とする。

#### (2) 勉学奨励金・激励金

市町村社協は、毎年2月初旬に当該年度の対象者を把握し交通遺児勉学奨励金・激励金請求書(別記第2号様式)を県社協に提出するものとする。

#### (3) 受験費用助成金

市町村社協は、毎年2月末日までに当該年度の対象者を把握し交通遺児受験費用助成金請求書(別記第3号様式)を県社協に提出するものとする。ただし、この場合は受験料の領収書を添付するものとする。

高校受験、大学・専修学校等の受験でそれぞれ1回限りとする。中学3年生で受給をした場合でも、高校3年生での再受給は可能とする。

2 活動育成費は、助成を受けようとする団体(以下「助成団体」という。)の申請により交付する。ただし、この場合は活動計画書並びに予算書を添付するものとする。

### (交付方法)

第5条 交付方法及び交付時期については、次のとおりとする。

#### (1) 見舞金

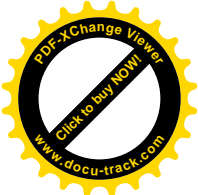
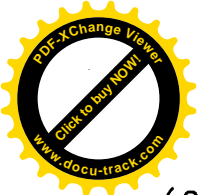
県社協は、交通遺児見舞金請求書の提出を受けたときは、すみやかに所定の見舞状及び見舞金を市町村社協に交付する。

市町村社協は、見舞状及び見舞金の交付を受けたときは、担当地区民生・児童委員を通じて交通遺児の親権者又は後見人に交付して見舞を行うものとする。

#### (2) 勉学奨励金・激励金

県社協は、交通遺児勉学奨励金・激励金請求書の提出を受けたときは、祝状及び奨励金・激励金を2月中に市町村社協に交付する。

市町村社協は、祝状及び奨励金・激励金の交付を受けたときは、担当地区民生・児童委員を通じて交通遺児に交付するものとする。



### (3) 受験費用助成金

県社協は、交通遺児受験費用助成金請求書の提出を受けたときは、受験費用助成金を3月中に市町村社協に交付する。

市町村社協は、受験費用助成金の交付を受けたときは、担当地区民生・児童委員を通じて交通遺児に交付するものとする。

#### (報告手続)

第6条 見舞金及び勉学奨励金・激励金並びに受験費用助成金、活動育成費の交付を受けた市町村社協並びに助成団体は、次のとおり受領書並びに報告書を県社協に提出するものとする。

#### (1) 見舞金

市町村社協は、民生・児童委員から第5条(1)の見舞を行った旨の報告を受けたときは、交通遺児見舞金受領書(別記第4号様式)を提出するものとする。

#### (2) 勉学奨励金・激励金

市町村社協は、民生・児童委員から第5条(2)の勉学奨励金・激励金の交付を行った旨の報告を受けたときは、交通遺児勉学奨励金・激励金受領書(別記第5号様式)を提出するものとする。

#### (3) 受験費用助成金

市町村社協は、民生・児童委員から第5条(3)の受験費用助成金の交付を行った旨の報告を受けたときは、交通遺児受験費用助成金受領書(別記第6号様式)を提出するものとする。

#### (4) 活動育成費

助成団体は、活動終了後又は当該年度終了後すみやかに活動報告書並びに決算書を提出するものとする。

#### (関係機関・団体の協力)

第7条 援護激励事務の取扱にあたっては、市町村社協並びに民生・児童委員のほかに次の関係機関・団体との協力を密にするものとする。

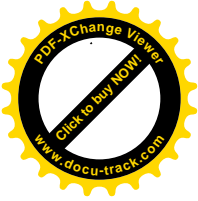
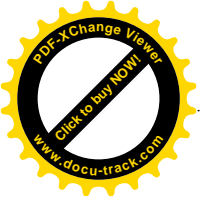
(1) 千葉県及び千葉県教育委員会

(2) 市町村及び市町村教育委員会

(3) 小学校・中学校

(4) 千葉県交通安全対策推進委員会(千葉県くらし安全推進課内)

(5) その他警察署・交通安全協会



附 則

この要綱は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月10日から施行する。

附 則

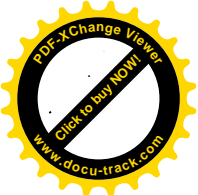
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。



## 交通遺児援護激励事務取扱細則

### (趣 旨)

第1条 この細則は、交通遺児援護激励事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める事項について、必要な細目を定めるものとする。

### (用語の解釈)

第2条 要綱第2条の解釈にあたっては、次に定めるとおりとする。

- (1) 父又は母（父又は母に代わる立場にある者を含む。）とは、陸上交通事故及び県社協会長が特に認めた事故（以下「事故」という。）の発生時に県内に生活の本拠を有し、満18歳未満（ただし、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間に高校に在学している者も含む）の者を扶養していたものをいい、交通遺児と同居していたか否かを問わないものとする。
- (2) 事故とは、船舶（河川及び湖沼におけるものを含む。）及び航空機において発生した場合を除き、その発生の原因にかかわらず、県内及び県外において発生したものをいうものとする。
- (3) 交通遺児の認定にあたっては、事故の発生と親等の死亡について、相当の因果関係が認められる場合に限るものとする。

第3条 要綱第3条の解釈にあたっては、次に定めるとおりとする。

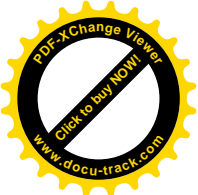
- (1) 第3条（1）見舞金の支給は、事故発生時に千葉県内に住所を有する交通遺児に限る。
- (2) 第3条（4）受験費用助成金の対象となる高等学校等とは、学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（同法第1条）とし、対象となる大学等とは、学校教育法に規定する大学、短期大学（同法第1条）、専修学校（同法第124条）、各種学校（同法第134条）とする。

ただし、目的を同じくする他の公的制度等を受けた者は除くものとする。

### (資格の喪失)

第4条 交通遺児が次の各号のいずれかに該当する場合は、交通遺児の資格を失う。

- (1) 交通遺児が千葉県に住所を有しなくなったとき。
- (2) 遺児が死亡したとき。
- (3) 遺児の父又は母（父又は母に代わる立場にある者を含む。）が再婚（事実上の婚姻関係を含む。）したとき。



附 則

この細則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年1月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年2月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。